

令和6年度 筑前町社会福祉協議会事業計画書

I. 令和6年度の方針

令和5年度は、3年以上に亘り猛威を振るった新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、社会生活もコロナ禍前の状態に戻りつつある中で、共同募金配分金事業、ボランティアセンター運営事業、いきいきサロン事業など、人の集まる活動は以前の活気を取り戻しつつあります。

特例貸付を通じた生活困窮者支援では、アンケート調査や訪問活動を行い生活再建に向けた支援策を検討し継続的な寄り添い支援を行っています。

令和6年度の地域活動は地域支えあい推進員を中心に地域に赴き活発に推進していきます。福祉教育は全国社協の研修を受けた福祉教育推進員を中心に将来の地域福祉活動の基盤づくりに努めています。ボランティア活動の再開や継続の支援及び地域活動に向けた新たな取組みを推進していきます。

また、町内社会福祉法人連絡会と情報交換や専門職と一緒に生活困窮者支援や災害支援を視野に入れた活動を検討・実施していきます。

近年は災害が頻発し、被害の激甚化、広域化により、災害ボランティアセンターの運営が多様化・複雑化しています。円滑な設置運営を行うためにも、行政をはじめ、各組織、団体との連携が必要不可欠です。

そのような中、社協の人材確保、育成、定着に向け、研修、育成方策の確立が急務です、事業を担う職員が目標とやりがいをもつことができる職場環境や組織作りを進めていきます。

II. 重点施策

1. 法人運営事業の体制基盤整備に努めます。
2. 各種相談事業による支援会議等を通じて、アウトリーチ等を行いながら相談者の支援に取り組みます。
3. 介護が必要になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができる町を目指し、地域での支え合い活動の推進に努めます。
4. 地域住民に対する福祉教育の推進に努めます。
5. 町内の社会福祉法人や関係機関と一緒に、地域活動支援や生活困窮者支援に取り組みます。

6. 災害に備え、災害ボランティアセンター設置運営マニュアルの見直しを行い、地域や関係機関と連携し協力体制づくりに努めます。

Ⅲ. 事業計画

1. 法人運営

社会福祉協議会は、民間組織であり住民参加による組織運営が要求されています。そこで理事会、評議員会の開催をはじめ、住民のニーズが反映できる組織体制の強化を目指し、公共性の高い民間組織となるよう効率化・適正化を図るとともに、事業運営の透明性の向上に努めます。

(1) 法人運営事業

- ① 理事会・評議員会の開催
- ② 評議員選任・解任委員会の開催

(2) 組織運営及び機能強化

① 財務運営管理

適正な財務管理を行います。

② 個人情報保護法への対応

個人情報の守秘義務の認識及び漏洩防止体制を確立します。

③ 労務管理の強化

働き方改革に伴い労働環境の改善に取り組み、職員の育成と体制の強化を図ります。

(3) 役職員の資質の向上

役員及び職員の研修体制の確立及び各種研修会への積極的な参加を推進します。

(4) 事務局体制の整備

事務局機能の効率化と総合力を高め、企画・立案、事業運営能力の向上を目指します。

(5) 広報活動の推進（広報・ホームページ）

社協の事業を広く町民に情報発信し、福祉事業への理解と支援を得られるようにします。

① 広報紙発行

「ちくぜん社協だより」・「声の社協だより」年4回

② 町発行広報紙「広報ちくぜん」による広報・情報提供

③ ホームページの更新

2. 社会福祉事業

(1) 独自事業

① 心配ごと相談事業

日常的に住民が抱える悩みや困りごとなどを相談する窓口として開設し、相談員が傾聴・助言を行います。また、無料弁護士相談や専門的に相談できる機関を紹介し問題解決の手助けを行います。

- ア) 毎月第1、第3金曜日に相談日開設
- イ) 相談員を対象に研修会を開催

(2) 受託事業

① いきいきサロン事業

住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、地域で支えあい、共に元気で楽しく心を通わせる場となるいきいきサロン事業を推進します。サロンメニューの中に健康づくりに役立つレクリエーションなどを取り入れ、体力維持をする創作活動を取り入れ、手指の運動をするなどの認知症予防・介護予防に重点を置き活動します。

- ア) サロン代表者会（4月、9月、2月）
- イ) 野外活動
- ウ) 合同交流会

② 放課後児童健全育成事業

小学生を対象に、放課後こどもが帰宅しても就労等のため保護者が不在等の家庭に代わって保育を行います。

- ア) 保護者、学校、こども未来センターと連携を図り、児童の見守り・支援を行います。
- イ) 安全第一での運営を推進するため「安全計画」・「安全管理マニュアル」に則した運営に取り組みます。
- ウ) 統括支援員が随時学童保育に入り支援員との更なる連携強化に努めます。
- エ) 研修会に参加し、支援員の資質向上を図ります。
- オ) 従事者の継続雇用のため、処遇改善について提案・協議します。
- カ) 学童連絡会を開催し、関係機関と連携、情報共有を図ります。

③ 障害者相談支援事業

障がいのある人が自立した生活を営むことができるように、情報提供の便宜や、権利擁護のための必要な援助、市町村やサービス事業者との連絡調整を行います。障害者総合支援法に基づき事業を推進します。

ア) 指定特定相談事業

スムーズな障害福祉サービスの利用ができるようにサービス等利用計画の作成を行います。

イ) 指定一般相談支援事業

障がいに関する多様な相談に障害者相談支援専門員が対応します。

また、心配ごと相談日に合わせて、障がい相談日を開設します。

④ 障害支援区分認定調査

障害福祉サービスの利用を希望する本人の心身の状態や生活状況を聞き取り必要性を調査し、調査票の作成を行います。

⑤ コミュニケーション支援事業

聴覚障がい者が自立した社会生活を営むための情報を得る手段として手話通訳及び要約筆記通訳の派遣を行います。

⑥ 在宅介護者の支援

介護者のリフレッシュとよりよい介護につながるような情報交換の機会を提供します。また関係者及び関係機関へ案内し、事業内容の周知、新規参加者の開拓に努めます。

⑦ 資金貸付事業

ア) 生活福祉資金貸付事業

県社協の相談窓口として、低所得者、障がい者又は高齢者に対し、経済的自立及び生活意欲の助長を図るための貸付相談を行います。

イ) 生活困窮相談支援事業

コロナウイルス感染症や物価高騰の影響により、生活困窮に陥った方の相談を受け、様々な相談機関と連携をとり、安定した生活を取り戻すことができるよう支援に取り組みます。

⑧ 日常生活自立支援事業

認知症、知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な人に、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行い、住み慣れた地域で安心して生活ができるよう支援します。

- ア) 適切に事業を活用してもらえよう、事業内容の周知・啓発を行います。
- イ) 研修会に参加し、担当職員の知識向上を図ります。

⑨ ボランティアセンター運営事業

ボランティアの理解と活動の推進を柔軟かつ多様的に運営を行います。新たな担い手の発掘につながる講座や、登録ボランティア及び登録団体の更なる活動を支援し、地域福祉を推進していきます。

ア) 情報の発信

- ・センターだよりの発行（年3回）
- ・ホームページを活用した情報発信

イ) ボランティア依頼の対応及び活動の提供

- ・ボランティア依頼への対応及びボランティアへの調整を行います。
- ・活動の場の充実を図るため町や町内・近隣福祉施設等と連携を行います。

ウ) 児童・青少年福祉事業と連携した福祉教育への取り組み

- ・小・中学生向けに福祉教育の啓発と推進を行います。
- ・福祉教育サポーター養成及び活動の場を提供します。

エ) ボランティアセンター運営委員会の実施（5月、11月）

オ) 各種ボランティア講座の実施

講座後のボランティア活動や地域福祉への興味・関心につながる講座を実施します。

- i. 災害ボランティア講座
- ii. ボランティア入門講座&ボランティア体験
- iii. 小・中学生向けボランティアスクール（仮称）
- iv. 親子向け担い手講座
- v. 福祉教育サポーター養成講座
- vi. ボランティア受け入れ講座（依頼があれば対応）

カ) ボランティアの活動支援

登録ボランティア団体・個人への活動をサポートし、下記の取り組みを行います。

- i. 事前登録災害ボランティアの育成
- ii. ボランティア団体の運営に関する相談及び助成金申請に関するサポート
- iii. 登録ボランティア同士の交流会

⑩ 生活支援コーディネーター事業

いつまでもこの地域で暮らしていけるように、住民主体による生活支援・介護予防サービスの充実が図られるよう身近な地域での支えあいを推進します。

また地域や個別の相談に対して、スポットに介入し関係機関との連携も踏まえ、断らないサービスに努めます。

ア) LINE脳若365を活用した情報発信

地域の先進的な取り組みを掲載し、地域、筑前町の取り組みに興味をもってもらい、地域福祉活動者の登録者の増進を目指します。また社協の各種事業を掲載し、社協事業への参加や理解推進に取り組みます。

イ) つどいの場の立ち上げ（見える化）の推進

地域の支えあいのきっかけとなるつどいの場の設立のお手伝いや、現在水面下で活動しているつどいの場の見える化を推進します。

ウ) 住民参加型有償生活支援サービス事業の継続と発展

生活支援の実施者である「かせし隊員」の登録者増員を図るため、各種福祉団体等へPRの強化を行います。

「かせし隊員」の更なる地域福祉への理解や利用者への寄り添い支援が行えるようスキルアップ講座を実施します。

エ) 筑前町事業福祉サービス、事業サービスパンフレットの作成

町、福祉関係事業所や福祉団体、民間事業所等すべての生きがいや暮らしの情報を網羅したパンフレットの作成のために、令和7年度完成を目指して町との協議をはじめ、各種関係機関との連携及び情報収集を行います。

オ) 各地域の情報収集、地域課題発掘と地域への介入検討のため地域包括支援センターと協力してアンケート調査を実施します。

(3) 共同募金配分金事業

A. 高齢者福祉事業

① サロン応援隊の育成（いきいきサロン）

体操やレクリエーションの技術と知識を習得します。また、応援隊の高齢化及び隊員不足の解消のため福祉課と協力し、隊員確保への取り組みを行います。

② ひとり暮らし高齢者のつどい

外出により心身をリフレッシュし、参加した仲間と交流を深めます。

③ 聞こえのおはなし講座

誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進するため、中途失聴や難聴、加齢による聞こえに不安のある当事者の理解や、地域住民の理解、コミュニケーション方法を学ぶ講座を実施します。

④ 小物づくり講座

小物づくりを通して、地域と関わるきっかけづくりや楽しみながら地域活動への参加する場（講座）を実施します。

⑤ 担い手講座

若者・働く世代が、地域活動やボランティア活動へ興味や関心を持つきっかけとなる講座を実施します。

⑥ 敬老の日祝い事業

白寿と米寿を迎えられた方へ敬老のお祝い品を贈呈します。

⑦ シニアクラブ連合会への配分及び支援

町シニア活動に対する事務支援、相談支援と助成金配分を行います。
シニア活動の支援、広報をすることで、会員増強に協力します。

⑧ 遺族会への配分及び支援

自主活動の事務支援と助成金配分を行います。

B. 障がい者福祉事業

① 障がい者のつどい

障がい者と地域住民のふれあいの場を提供し、障がいへの理解の促進を行います。

② 大人のための手話体験講座

手話体験講座を通じて聴覚障がい者の理解と手話への関心を促進することを目的に聴覚障がい者と地域住民が触れ合える場を提供します。

③ 福祉用具の貸与

地域福祉活動の支援及び在宅福祉における利用者や家族の日常生活の負担軽減のため、福祉教育用具や介護福祉用具の貸出を行います。また広報紙等を活用し、事業内容の周知に努めます。

④ 身体障害者福祉協会の配分及び活動支援

自主的活動の助言と事務を支援し助成金配分を行います。

⑤ 障がい者小規模作業所への配分

町内3か所の小規模作業所へ助成金配分を行います。

C. 児童・青少年福祉事業

① 小学生の福祉教育の推進

各小学校区の地域性、学年に応じた福祉への理解と芽生えを目的に、福祉教育を推進します。

ア) 学校向けのパンフレットを活用し、福祉教育プログラムを提案します。

イ) 地域住民（福祉教育サポーター）や町、社会福祉法人と連携し、授業に取り組みます。

ウ) 福祉教育教材「ともに生きる」を希望する小学校へ配布します。

② 福祉協力校への配分

町内の小学校と中学校へ助成金配分を行います。

③ 福祉教育用具の貸与

D. その他の福祉事業

① 福祉育成

ア) バス停の管理（全14ヵ所）・定期的な清掃と老朽化したバス停の補修を行います。

イ) レクリエーション用具の貸与

② ボランティア活動

ア) ボランティア連絡協議会への助成金配分と支援を行います。

イ) 災害ボランティア活動者に対し保険の助成を行います。

ウ) 地域住民が地域を住みよくするため支えあい活動実施団体への助成金「筑前町を良くする助成金」を行います。

エ) 新たに地域福祉活動をはじめる地域住民やボランティア団体への助成金「筑前町地域福祉活動スタートアップ応援助成金（仮称）」を行います。

3. その他

(1) 社会福祉法人連絡会

① 社会福祉法人連絡会（施設長会）

社会福祉法人の「社会貢献活動」を検討する場として、町内8つの社会福祉法人で「筑前町社会福祉法人連絡会」を組織しています。

法人間の情報共有とサポーター部会と連携して筑前町の地域課題の解決に

向けた助言の場となるよう努めます。

② サポーター部会

ア) ライフレスキューサポーターが集まり、生活困窮者に対する支援を行います。

イ) 毎月1回、サポーター部会を開催し、事例検討と情報の共有を行います。

ウ) 様々な社会貢献活動に取り組みます。

(2) まちづくり出前講座

- ① 介護予防のためにできること
- ② レクリエーション用具で遊ぼう！
- ③ はじめてみよう！ボランティア活動
- ④ 体験してみよう！！身近な「ふくし」

(3) 災害ボランティアセンター

筑前町災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定書の見直しを町と協議し締結します。また、災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの見直しに取り組みます。